明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（五八）　六
○厚生労働省設置法の一部を改正する法律（五九）　六
○畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（六〇）　八
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（六一）　九
○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（六二）　三
○天皇の退位等に関する皇室典範特例法（六三）　三
○電子委任状の普及の促進に関する法律（六四）　三
○住宅宿泊事業法（六五）　三

〔政　令〕
○海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一六一）　四
○海上運送法施行令及び船員法関係手数料令の一部を改正する政令（一六二）　四
○森林保険法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三七）　四
○特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（経済産業四七）　四

〔告　示〕
○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件の一部を改正する件（総務一九七）　五
○公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を変更する件（農林水産・国土交通一）　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（法律第五八号）（総務省）

1　衆議院議員の選挙区に関する事項

(一)　衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（以下「平成二八年改正法」という。）附則第二条の規定により、平成二七年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、一九都道府県において九七選挙区の改定等を行うものとした。（公職選挙法別表第一関係）

(二)　この法律による改正前の平成二八年改正法附則第三条の規定により、平成二七年国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を四選挙区で一ずつ減少させるものとした。（公職選挙法別表第二関係）

2　公職選挙法の改正規定の施行期日等に関する事項

(一)　平成二八年改正法のうち公職選挙法の改正規定は、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日（以下「一部施行日」という。）から施行するものとした。（平成二八年改正法附則第一条関係）

(二)　平成二八年改正法による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙については一部施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとした。（平成二八年改正法附則第三条第一項関係）

(三)　平成二八年改正法による改正後の公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成二九年四月一九日（以下「基準日」という。）現在によったものであって、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表に掲げる区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなすものとした。（平成二八年改正法附則第四条関係）

3　数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設けることができるものとする等規定の整備を図るものとした。（公職選挙法第一八条第一項関係）

4　この法律は、公布の日から施行するものとした。

◇厚生労働省設置法の一部を改正する法律（法律第五九号）（厚生労働省）

1　医務技監を新設し、その職務について定めることとした。（本則関係）

2　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（法律第六〇号）（農林水産省）

一　畜産経営の安定に関する法律の一部改正関係

1　定義

(一)　「加工原料乳」とは、指定乳製品その他政令で定める乳製品の原料である生乳であって、農林水産省令で定める規格に適合するものをいうこととした。

(二)　「対象事業」とは、生乳受託販売若しくは生乳買取販売の事業（以下「第一号対象事業」という。）、自ら生産した生乳の乳業者に対する販売の事業又は自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売の事業をいい、「対象事業者」とは、対象事業を行う事業者をいうこととした。（第二条関係）

2　加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

(一)　独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、対象事業者に対し、生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付金等」という。）を交付することができることとした。（第四条関係）